

さくらホーム居宅介護支援事業所

重要事項説明書

当事業所は、契約者（以下利用者という）に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容・契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 さくら福祉会
所在地	山形県酒田市中牧田字丸福171番地
電話番号	0234-62-2941
FAX番号	0234-61-4016
インターネットアドレス	http://www.sakura-welfare.jp/
法人代表者（職名・名前）	理事長 佐藤 正視
設立年月日	平成7年5月1日

2 事業所の概要

事業所名称	さくらホーム居宅介護支援事業所
事業所所在地	〒998-0857 山形県酒田市若浜町6-25
電話番号	0234-25-6636
FAX番号	0234-25-6626
事業所番号	山形県 0673200010号
指定年月日	平成11年9月1日指定
管理者の氏名	阿部 なる
通常の事業の実施地域	酒田市、鶴岡市、庄内町、三川町、遊佐町

3 職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	常勤	職務内容
管理者兼主任介護支援専門員 （介護支援専門員と兼務）	1人	事務所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、適切な事業の運営が行われるように統括する。
介護支援専門員	1人以上	指定居宅介護支援の提供にあたる。

4 営業日時

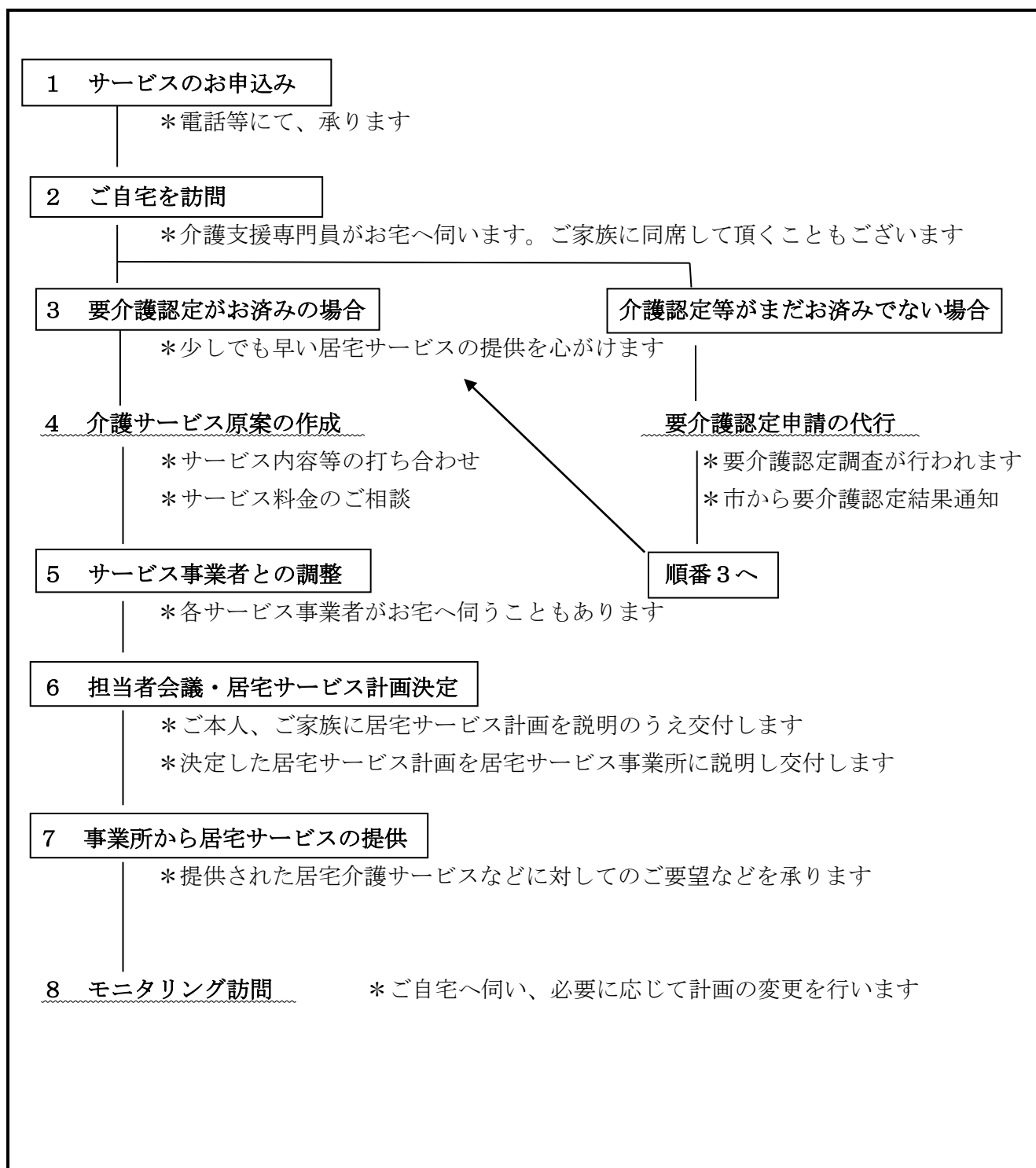
平日	月曜日から土曜日 午前8時30分～午後5時30分まで
休業日	日曜日・年末年始（1月1日～3日）

*但し、緊急を要する時は土曜・日曜・祝日及び営業時間外においても電話転送にて24時間対応をいたします。

5 事業所の目的と運営の方針

事業の目的	高齢者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。
運営の方針	①事業所の介護支援専門員は、要介護状態となった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを多様な事業者から、総合的かつ能率的に提供されるよう援助を行います。 ②利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介し、説明を行い、利用者の理解を得るよう公正中立に事業を行います。

6 居宅介護支援の申し込みからサービスまでの流れと主な内容



7 利用料

(1) 利用料金

居宅介護支援に関するサービス利用料金と加算について、事業所が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金及び加算に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、契約者の自己負担はありません。但し、契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金と加算に相当する給付を受領する事ができない場合は、下記のサービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。

【居宅介護支援費Ⅰ】

●居宅介護支援費（ⅰ）取扱件数45件未満

要介護1又は要介護2	10,860円/月
要介護3、要介護4又は要介護5	14,110円/月

●居宅介護支援費（ⅱ）取扱件数45件以上60件未満

要介護1又は要介護2	5,440円/月
要介護3、要介護4又は要介護5	7,040円/月

（→45件以上60件未満の部分のみ適用）

●居宅介護支援費（ⅲ）取扱件数60件以上

要介護1又は要介護2	3,260円/月
要介護3、要介護4又は要介護5	4,220円/月

（→60件以上の部分のみ適用）

(2) 各種加算 ※1単位は地域区分別単価（10円）を乗じた額となります。

加算名称			単位数	加算回数・要件等
初回加算			300 単位	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が 2 区分変更された場合
入院時情報連携加算（Ⅰ）			250 単位	利用者が入院した日のうちに、医療機関職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合 ※ 入院日以前の情報提供を含む。 ※ 営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。
入院時情報連携加算（Ⅱ）			200 単位	利用者が入院してから 3 日以内に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合 ※ 営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して 3 日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。
退 院 ・ 退 所 加 算	カンファレン ス参加（無）	連携 1 回	450 単位	医療機関や介護保険施設などを退院・退所し、居 宅サービスを利用する場合において、退院・退所 にあたって医療機関などの職員と面接を行い、利 用者に関する必要な情報を得たうえでケアプラン を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を 行った場合
		連携 2 回	600 単位	
	カンファレン ス参加（有）	連携 1 回	600 単位	
		連携 2 回	750 単位	
		連携 3 回	900 単位	
緊急時等居宅カンファレンス				病院又は診療所の求めにより、職員とともに利用

加算	200 単位	者宅を訪問し、カンファレンスを行い居宅サービスの調整を行った場合
通院時情報連携加算	50 単位	利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等と情報連携を行い、ケアマネジメントを行った場合
ターミナルマネジメント加算	400 単位	＊下記 記載参照
特定事業所加算（Ⅰ）	519 単位	質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保やサービス提供に関する定期的な会議を実施しているなど、事業所が厚生労働大臣の定める基準に適合する場合（1 か月につき）
特定事業所加算（Ⅱ）	421 単位	
特定事業所加算（Ⅲ）	323 単位	

減算

減算名称	単位数	要件等
特定事業所集中減算	200 単位	正当な理由なく特定の事業所に 80%以上集中した場合（指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与）
運営基準減算	基本単位数の 50%に減算	運営基準に沿った、適切な居宅介護支援が提供できていない場合

＊ターミナルマネジメント加算は在宅で終末期を迎えられる利用者又はその家族から下記の内容に同意を得た上で算定します。

- ①ターミナル期に担当ケアマネジャーが通常よりも頻回に訪問すること
- ②担当ケアマネジャーが状態変化やサービス変更の必要性を把握すること
- ③把握した心身の状況等の情報を記録すること
- ④把握した心身の状況などを主治の医師等やケアプランに位置付けた居宅サービス事業所へ提供すること
- ⑤必要に応じて主治医等に病状等に関する指示を受けること

（３） 交通費 無料

８ 介護支援専門員の交代

（１） 事業者からの介護支援専門員の交代

事業者の都合により、介護支援専門員を交代することがあります。

その場合は、利用者及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

（２） 利用者からの交代の申し出

選任された介護支援専門員の交代を希望する場合には、当該介護支援専門員が事業上不適当と認められる事情その他、交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して交代を申し出ることができます。ただし、利用者からの特定の介護支援専門員の指名はできません。

９ 主治の医師及び医療機関との連携

事業所は利用者の主治の医師又は関係医療機関との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行うために、疾患に関する情報について必要に応じて連絡をとらせていただきます。そのために、入院、受診等には、当該事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えて頂

きますようお願いいたします。(医療保険証、お薬手帳等に当該事業所の介護支援専門員の名刺を添付するなどの対応をお願いします)

10 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、虐待発生または再発を防止するための指針の整備を行うとともに、従業員に対し虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。また、虐待防止に関する責任者を選定し、サービス提供中に、当該事業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通知します。

虐待防止に関する責任者	管理者 阿部 なる
-------------	-----------

11 ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

12 質の高いマネジメントの提供

ケアマネジメントの公平中立性の確保を図る観点から、以下について利用者に説明を行います。

- (1) 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
- (2) 前6か月間に作成したケアプランに位置付けた、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの提供回数のうち、同一事業所によって提供されたものの割合。

13 事故発生時の対応方法について

- (1) 事故が発生した場合は、速やかに山形県、市町村、代理人に連絡をおこなうとともに必要な措置を講じます。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に際しての対応について記録をおこないます。
- (3) 利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにおこないます。

1 4 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。 ② 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得た利用者その家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。 ③ また、この保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても同様です。 ④ 事業者は従業員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後も、その秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても予め家族代表より文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもののほか、電磁的記録を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際も第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、延滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります） ④ オンラインツールなどの活用について、利用者又はその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンス等をテレビ電話装置等（オンラインツール）で開催する場合があります。その際、個人情報の取り扱いにつきましては十分に留意します。

1 5 苦情の受付について

（１） サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の専用窓口でお受けいたします。

事業所相談窓口	さくらホーム居宅介護支援事業所 （担当）管理者 阿部 なる 電話番号 ０２３４－２５－６６３６
受付時間	月曜日～金曜日 （９時００分～１７時００分） （１月１日～１月３日を除きます） *但し、お急ぎの場合はこの限りではありません。

（２） サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関 公的団体窓口	酒田市健康福祉部高齢者支援課 所在地・・・酒田市本町二丁目２番４５号 受付時間・・・８時３０分～１７時００分	電話番号 ０２３４－２２－５１１１ (代表)
	鶴岡市健康福祉部長寿介護課 所在地・・・鶴岡市馬場町９番２５号 受付時間・・・８時３０分～１７時００分	電話番号 ０２３５－２５－２１１１ (代表)
	庄内町役場保健福祉課介護保険係 所在地・・・庄内町余目字町１３２番１号 受付時間・・・８時３０分～１７時００分	電話番号 ０２３４－４２－０１５０ (直通)
	三川町福祉課介護支援係	電話番号

